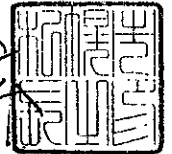


札幌市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元 克 彦



札幌市規則第 52 号

札幌市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市民ギャラリー条例施行規則（平成11年規則第12号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条の見出しを「（備付物件等の使用料）」に改め、同条中「次の各号に掲げる」を「備付物件等の」に、「当該各号に定める」を「別表の」に改め、各号を削る。
- (2) 別表1を削り、別表2を別表とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。